

令和元年台風第19号により 被災された中小企業の皆様へ

長野
第3版 (1/9)
中小企業庁
からの
ご案内

被災された中小企業・小規模事業者の皆様に対して、
事業継続、再開に向けた各種支援策を講じます。



経営
サポート

グループ補助金により復旧・復興を後押し

複数の中小企業等がグループを形成して取り組む復興のための施設復旧等を支援します

制度概要

公募開始時期：栃木県11月29日
長野県12月18日

- 中小企業等がグループを形成して「復興事業計画」を策定し、県の認定を受けた場合に、そのグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の一部を支援します。

対象者

- ・令和元年台風第19号により被害を受けた下記の者 -中小企業者
-中小企業事業協同組合等
- ※あらかじめグループを形成して「復興事業計画」を策定することが必要
- ※交付決定前に行った事業についても補助対象とすることが可能です。

条件等

- 補助率：
 - ・中小企業者等：3 / 4（国1/2、県1/4）
 - ・中堅企業等：1 / 2（国1/3、県1/6）
- 上限額：15億円
- 対象費目：施設、設備の復旧費用等（資材・工事費、設備調達や移転設置費、取り壊し、除去費、整地、排土費等を含む）

豪雨災害で倒壊した工場の立て直し費用を補助して欲しい。

浸水して動かなくなった製造機械を買い替えて事業を再開したい。



経営
サポート

持続化補助金により小規模事業者の事業を再建

被害を受けた小規模事業者が商工会等の支援を受けながら取り組む事業再建を支援します

制度概要

公募開始時期：
台風19号型 12月17日（火）
台風20号、21号型 調整中

- 小規模事業者が商工会等の支援機関の支援を受けながら経営計画を策定し、事業再建に取り組む費用を支援します。

対象者

- ・令和元年台風19号、20号及び21号の被害を受けた小規模事業者
- ※商工会等の支援を受けて事業再建に取り組む者
- ※交付決定前に行った事業についても補助対象とすることが可能です。

条件等

- 補助率：2 / 3
- 上限額：200万円
- 対象費目：機械装置等費、車両購入費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、設備廃棄等費、外注費

被災した店舗が元に戻るまでの間、移動店舗で消費者ニーズに応えたい。

新しい機械を入れて事業を再開、これまでに逃した受注を取り戻したい。



災害復旧貸付等により資金繰りを支援

被害を受けた中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援します

制度概要

条件等

- ①日本政策金融公庫が、今次災害で直接被害を受けた事業者に対して、最大1億円まで基準金利から金利を0.9%引下げ（中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%）で融資を行います。
※令和元年11月1日時点、貸付期間5年以内の利率
また、間接被害や風評等による被害を受けた事業者に対する融資も行います。
- ②信用保証協会が、今次災害で直接・間接・風評被害を受けた災害救助法適用地域の事業者に対して、一般保証（80%、2.8億円）とは別枠（100%、2.8億円）での信用保証を行います。また、直接被害を受けた県内の事業者には、更に別枠（100%、2.8億円）で保証します。
- ③中小企業再生支援協議会が、既往債務の返済繰り延べや債務免除などの金融支援を必要とする事業者に対し、事業再生計画の策定や債権者間調整などの支援を行います。



商店街災害復旧等事業により被災商店街を支援

被害を受けた商店街の機能（商機能、コミュニティ機能）の早期回復を支援します

制度概要

公募開始時期：施設復旧12月13日（金）※栃木県は調整中、にぎわい創出11月13日（水）

- ①被害のあったアーケードの改修等や、災害により被害を受けた商店街によるにぎわい創出（イベント実施等）に取り組む費用を支援します。
- ②市町村（又は県）が行う仮設店舗等の整備を中小企業基盤整備機構が支援します。

対象者

条件等

- ①令和元年台風第19号により被害を受けた商店街等組織
※施設復旧は交付決定前の事業も対象とすることが可能です。
- ②市町村（又は県）

- 補助率：①・施設復旧：3／4（国1／2、県1／4）
・にぎわい創出：定額（上限：100万円）
②定額
- 対象費目：①・施設復旧：アーケードの改修等にかかる費用
・にぎわい創出：にぎわい回復のための事業費用
②仮設施設の工事契約又はリース契約費用



ミラサポ専門家派遣により経営課題を解決

相談窓口で電話1本で専門家を派遣します

制度概要

- 収益性の改善が図れず、売上回復が困難な企業に対して経営改善のためのアドバイスを行うなど個々の課題に応じた専門家を派遣します。よろず支援拠点や地域プラットフォームにご来訪もしくはお電話いただければ、経営や資金繰り、雇用、ITなどの専門家を派遣します。

対象者・条件等

- 令和元年台風第19号により被害を受けた中小企業・小規模事業者
- 派遣は原則3回（事業承継、ITに係る課題の場合は5回）まで無料

詳細は、「被災中小企業者等支援策ガイドブック」をご覧ください →
（各都県版）



中小企業庁
H P

中小企業庁令和元年台風第19号 |

検索

